

# 令和5年度鹿児島県環境物品等調達方針

## 1 目的

環境に配慮した製品等（以下「環境物品等」という。）の購入・使用等については、これまで「県庁環境保全率先実行計画」により取り組んできているところであるが、今後さらに一層の推進を図るため、より具体的かつ計画的な調達方針を作成するものである。

なお、この調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条第1項に基づく本県における調達方針とする。

## 2 調達に当たっての基本的な考え方

- (1) 環境物品等の調達に当たっては、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲げる調達推進品目ごとの調達基準及び調達目標に基づき実行するものとする。
- (2) 環境物品等の調達や使用等に当たっては、さらに次の事項を遵守するものとする。
  - ア 環境物品等の調達に当たっては、物品等の合理的な使用に努めるなど調達総量をできるだけ抑制する。
  - イ 調達された環境物品等については、長期使用に努めるとともに、適正使用や分別廃棄などを確実に行う。
  - ウ 調達基準は、あくまでも調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

## 3 対象機関

知事部局，議会，県立病院局，教育委員会，公安委員会，その他の各種委員会，工業用水道部及びその他全ての機関

## 4 具体的な調達方法

調達の実施に当たっては、国の基本方針に定められた特定調達品目の判断基準を満たす物品（「特定調達物品」又は「グリーン購入法判断基準適合商品」という。）や本調達方針の調達基準に適合した環境物品等と認められる「エコマーク」，「国際エネルギースターロゴ」，「省エネ性マーク（緑色）」，「かごしま認定リサイクル製品マーク」などが表示された商品・製品，職員コミュニケーションシステムのライブラリに登載されているものなどを参考にしながら，年間を通じ，環境物品等の調達に努める。

## 5 環境物品等に係る情報収集

「グリーン購入法判断基準適合商品」や「エコマーク」，「国際エネルギースターロゴ」，「省エネ性マーク（緑色）」及び「かごしま認定リサイクル製品マーク」のついた環境物品等については，それらに関連するホームページなどにより情報を収集するものとする。

・ 県環境物品等調達方針に適合する製品が掲載されているホームページ

- ①エコ商品ネット（グリーン購入ネットワーク）

<http://www.gpn.jp/econet/>

- ②エコマーク商品検索（公益財団法人日本環境協会）

<https://www.ecomark.jp/search/search.php>

- ③国際エネルギースタープログラム（資源エネルギー庁）

<http://www.energystar.go.jp/>

- ④省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）

<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

- ⑤かごしま認定リサイクル製品（鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課）

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/recycle/risaikurunintei.html>

## 6 県庁環境保全率先実行計画との関係

この調達方針は、県庁環境保全率先実行計画の取組項目のうち、「施設設備の改善(省エネルギーに配慮した建築・改修の推進)」及び、「職場環境の工夫(物品の購入と管理)」について、さらに積極的に推進するためのより具体的かつ計画的な調達方針として定めるものであり、毎年度作成する。

## 7 適用期間

この調達方針は、令和5年度中の調達に適用する。

(参考)

### ○ 調達推進品目及び調達目標

① 紙類(コピー用紙, トイレ用ペーパーなど7品目)	100%
② 納入印刷物(ポスター, 報告書, チラシなどの印刷物)	100%
③ 文具類(鉛筆, ボールペン, ファイルなど85品目)	100%
④ オフィス家具等(いす, 机, 棚, 掲示板など12品目)	100%
⑤ 画像機器等(コピー機, プリンタ, ファクシミリなど8品目)	100%
⑥ 電子計算機等(電子計算機, 磁気ディスク装置など4品目)	100%
⑦ オフィス機器等(シュレッダー, デジタル印刷機など5品目)	100%
⑧ 移動電話等(携帯電話, PHS, スマートフォンの3品目)	100%
⑨ 家電製品(電気冷蔵庫, テレビジョン受信機など6品目)	100%
⑩ エアコンディショナー等(エアコンディショナーなど4品目)	100%
⑪ 温水器等(電気給湯器, ガス温水機器, 石油温水機器など4品目)	100%
⑫ 照明(LED照明器具, 蛍光灯, 電球形のランプなど4品目)	100%
⑬ 自動車等(乗用車, 小型バス, 小型貨物車, 乗用車用タイヤなど8品目)	100%
・ 利用ニーズに合い, 調達基準に適合する車種がある場合 (大型特殊自動車, 小型特殊自動車, 二輪の車, 県警の緊急自動車は除く。)	
⑭ 消火器(消火器の1品目)	100%
⑮ 制服・作業服等(制服, 作業服, 帽子, 靴の4品目)	100%
⑯ インテリア・寝装寝具(カーテン, カーペット, ベッドなど11品目)	100%
⑰ 作業手袋(作業手袋の1品目)	100%
⑱ その他繊維製品(集会用テント, ブルーシート, モップなど7品目)	100%
⑲ 設備(太陽光発電システム, 太陽熱利用システム, 節水機器などの8品目)	100%
⑳ 災害備蓄用品(災害備蓄用飲料水, 乾パンなど15品目)	100%
㉑ 公共工事(再生加熱アスファルト混合物, 再生骨材等, 製材等など11品目)	100%
㉒ 役務(庁舎管理, クリーニングなど15品目)	100%
㉓ ごみ袋等(プラスチック製ごみ袋の1品目)	100%

なお、調達基準の詳細については、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲載。

### ○ 本県の調達方針における別表1, 別表2の考え方

- (1) 別表1: 公共工事分野において、当該工事に要求される品質等を考慮した上で、調達目標の設定は行わないが調達に努める品目として設定するものを取りまとめている。
- (2) 別表2: 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るといふ、グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、今後、普及啓発を図る観点から調達することが望ましい品目について、調達目標の設定は行わないが調達するよう配慮する品目として設定する。

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
1 紙類	情報用紙 (1) コピー用紙	<p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考⑥算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイトで容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>○ 間伐材パルプが原料として使用される場合にあっては、可能な限り九州地域で流通している間伐材を利用したものであること。</p>	100% (枚数の割合)	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。</p> <p>ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>③ 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>④ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。</p> <p>また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。</p> <p>⑤ 「総合評価値」とは備考⑥に示されるYの値をいう。</p> <p>「指標値」とは、備考⑤に示されるx1, x2, x3, x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示されるx5, x6の指標項目ごとの値をいう。「評価値」とは、備考⑥のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値をいう。</p> <p>⑥ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。</p> $Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$ $y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)$ $y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)$ $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)$ $y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, \quad x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, \quad x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$ $y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, \quad x6 < 62 \rightarrow x6 = 62, \quad x6 > 68 \rightarrow x6 = 68)$ <p>Y及びy1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6は次の数値を表す。</p> <p>Y（総合評価値）：y1, y2, y3, y4, y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値</p> <p>y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）</p> <p>x2：森林認証材パルプ利用割合（%）</p> $x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$ <p>x3：間伐材等パルプ利用割合（%）</p> $x3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$

## 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備 考
				<p>x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）  <math>x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)</math>                      x5：白色度（%）</p> <p>白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加対象とならない。                      x6：坪量（g/m<sup>2</sup>）                      坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。</p> <p>⑦ 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。</p> <p>⑧ 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。</p> <p>⑨ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行う。</p> <p>⑩ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。</p> <p>⑪ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。                      また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。                      なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>⑫ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細目一覧（以下「細」1頁）のとおり。</p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(2) フォーム用紙	① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ② パージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m <sup>2</sup> 以下であること。		① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの算出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 ③ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。
	(3) インクジェットカラープリンター用塗工紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② パージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③ 塗工量が両面で20g/m <sup>2</sup> 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m <sup>2</sup> とする。		
印刷用紙	(4) 塗工されていない印刷用紙 (5) 塗工されている印刷用紙	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 塗工されていないものにおいては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考④の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。 イ 塗工されているものにおいては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考④の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。 なお、調達が困難な場合は、できる限り環境に配慮した印刷用紙であること。 ② パージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。		① 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。 ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ ② 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。 ③ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。 ④ 「総合評価値」とは備考⑤に示されるY1又はY2の値をいう。 「指標値」とは、備考⑤に示されるx1, x2, x3, x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考⑤に示されるx5, x6の指標項目ごとの値をいう。 「評価値」とは、備考④のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。 ⑤ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。 $Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4$ $Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5$ $y1 = x1 - 10 \quad (40 \leq x1 \leq 100)$ $y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 60)$ $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 60)$ $y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, \quad x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, \quad x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備 考
				<p> <math>y5 = -0.5x6 + 20</math> (<math>0 &lt; x6 \leq 10 \rightarrow x6=10</math>, <math>10 &lt; x6 \leq 20 \rightarrow x6=20</math>, <math>20 &lt; x6 \leq 30 \rightarrow x6=30</math>, <math>x6 &gt; 30 \rightarrow x6=40</math>)  <math>Y1, Y2</math>及び<math>y1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6</math>は次の数値を表す。  <math>Y1</math>（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：  <math>y1, y2, y3, y4</math>の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値  <math>Y2</math>（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：<math>y1, y2, y3, y5</math>の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値  <math>y1</math>：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y2</math>：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y3</math>：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y4</math>：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）                      ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0  <math>y5</math>：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>x1</math>：最低保証の古紙パルプ配合率（%）  <math>x2 =</math>（森林認証材パルプ利用割合（%）  <math>x2 =</math>（森林認証材パルプ／バージンパルプ）<math>\times</math>（100-<math>x1</math>）  <math>x3 =</math>（間伐材等パルプ利用割合（%）  <math>x3 =</math>（間伐材等パルプ／バージンパルプ）<math>\times</math>（100-<math>x1</math>）  <math>x4 =</math>（その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）  <math>x4 =</math>（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）<math>\times</math>（100-<math>x1</math>）  <math>x5</math>：白色度（%）                      白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値<math>\pm 3\%</math>の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。  <math>x6</math>：塗工量（<math>g/m^2</math>）                      塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。                      ⑥ 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。                      ⑦ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にとっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。                      ⑧ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。                 </p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>⑨ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。</p> <p>また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式を採用することができる。</p> <p>なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>⑩ 令和5年度における印刷用紙に係る調達基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和7年度までの時限措置とし、国の動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。</p> <p>なお、「令和4年度県環境物品等調達方針」で適用していた、見直し前の調達基準は以下のとおり。</p> <p>調達基準①で求める備考⑤の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> $y1 = x1 - 10 \quad (60 \leq x1 \leq 100)$ $y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 40)$ $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 40)$ <p>⑪ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。</p>
	衛生用紙	<p>(6) トイレットペーパー</p> <p>(7) ティッシュペーパー</p>	① 古紙パルプ配合率100%であること。	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。</p>
2 納入印刷物	(1) 印刷（報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）	<p>① 印刷用紙に係る調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 表3（細2頁）に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ オフセット印刷については、バイオマスを含むインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑤ デジタル印刷について、電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p>	100% （件数の割合）	<p>① 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。</p> <p>② 調達基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。</p> <p>③ 調達基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。</p> <p>ア Aランクの材料のみ使用する場合は「紙へリサイクル可」</p> <p>イ A又はBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可」</p> <p>ウ C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」</p> <p>なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表4（細3頁）の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作成に努めること。</p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考															
				<p>⑤ 「バイオマス含有インキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準&lt;個別事項&gt;①アの基準に適合するものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="1503 475 2114 587"> <thead> <tr> <th>インキの種類</th> <th>バイオマス割合</th> <th>石油系溶剤割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚葉インキ</td> <td>30%以上</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>オフ輪インキ</td> <td>20%以上</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td>全インキ（枚葉・オフ輪）</td> <td>10%以上</td> <td>25%以下</td> </tr> <tr> <td>新聞インキ（ノンヒートオフ輪）</td> <td>30%以上</td> <td>30%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。 2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。</p> <p>⑥ 芳香族成分 → 日本工業規格K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。</p> <p>⑦ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p>	インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	枚葉インキ	30%以上	30%以下	オフ輪インキ	20%以上	45%以下	全インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下	新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下
インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合																	
枚葉インキ	30%以上	30%以下																	
オフ輪インキ	20%以上	45%以下																	
全インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下																	
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下																	
3 文具類	文具類共通	<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はB、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はCイの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>A 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>B 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。又は、原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>C 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>D 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全</p>	100% (点数の割合)	<p>① 再生プラスチック → 使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p> <p>② ポストコンシューマ材料 → 製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>③ バイオマスプラスチック 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。</p> <p>④ 環境負荷低減効果が確認されたもの 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>⑤ 主要材料 製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。</p> <p>⑥ 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。</p>															



## 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備 考
		<p>性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</p> <p>E エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>ただし、【特例】を定めている個別の品目については、上記の判断基準に代えて、当該品目について定める基準を適用すること。</p> <p>また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の基準を適用すること（※印）。</p> <p>② 個別の品目について上記以外の基準を定めているものについては、その基準も満たすこと（○印）</p>		<p>⑦ 「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であるエコマーク認定基準を満たす製品については備考⑤に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすも</p> <p>⑧ 文具類共通の調達基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。</p> <p>⑨ 文具類共通の調達基準Dアについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。</p> <p>⑩ 文具類共通の調達基準Dについては、令和5年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、文具類に係る調達基準A、B、C、及びEのいずれかを満たす製品は、本項の調達基準を満たすものとみなすこととする。</p> <p>⑪ 古紙及び古紙パルプ配合率とは表1及び表2（細1頁）による。</p> <p>⑫ 消耗部分 → 使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。</p>
	(1) シャープペンシル	○ 残芯が可能な限り少ないこと。		
	(2) シャープペンシル替芯	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(3) ボールペン	【特例】芯が交換できること。		
	(4) マーキングペン	○ 消耗品が交換又は補充できること。		
	(5) 鉛筆			
	(6) スタンプ台	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(7) 朱肉	○ インク又は液が補充できること。		
	(8) 印章セット	○ 液が補充できること。		
	(9) 印箱			
	(10) 公印			
	(11) ゴム印			
	(12) 回転ゴム印			
	(13) 定規			
	(14) トレー			
	(15) 消しゴム	※ 巻紙（スリーブ）又はケースに文具類共通の調達基準を適用		

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(16)ステープラー（汎用型）	<p>【特例】金属を除く①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>		<p>⑬ ステープラー（汎用型）</p> <p>→ JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのをいう。</p> <p>ステープラー（汎用型以外）</p> <p>→ ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。</p> <p>⑭ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p>
	(17)ステープラー	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(18)ステープラー針リムーバー	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(19)連射式クリップ(本体)	<p>【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p>		
	(20)事務用修正器具(テープ)	<p>【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p> <p>○ 消耗品が交換できること。</p>		
	(21)事務用修正器具(液状)	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(22)クラフトテープ	<p>【特例】テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>		
	(23)布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	<p>【特例】テープ基材（ラミネート層を除く。）については、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>		
	(24)両面粘着紙テープ	<p>【特例】テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>		
	(25)製本テープ	※ テープ基材に文具類共通の調達基準を適用		
	(26)ブックスタンド	<p>【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p>		

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(27) ペンスタンド			
	(28) クリップケース			
	(29) はさみ	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(30) マグネット（玉）			
	(31) マグネット（バー）			
	(32) テープカッター			
	(33) パンチ（手動）			
	(34) モルトケース（紙めくり用スポンジケース）			
	(35) 紙めくりクリーム	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(36) 鉛筆削（手動）	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(37) ○Aクリナー（ウェットタイプ）	※ 容器に以下の手順を適用 【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(38) ○Aクリナー（液タイプ）	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用 ○ 内容物が補充できること。		
	(39) ダストブロワー	【特例】フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取り扱いについての適切な記載がなされていること。		⑮ ダストブロワーに係る調達基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。調達基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234ze）等。
	(40) レターケース			
	(41) メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。 ② CD、DVD及びBD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		⑯ ダストブロワーに係る調達基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。 ⑰ メディアケース → CD、DVD及びBD用とする。
	(42) マウスパッド			

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(43) OA フィルター（枠あり）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の調達基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。		
	(44) 丸刃式紙裁断機	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(45) カッターナイフ			
	(46) カッティングマット	○ マットの両面が使用できること。		
	(47) デスクマット			
	(48) OHP フィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(49) 絵筆	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(50) 絵の具	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(51) 墨汁			
	(52) のり（液状）	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用 ○ 内容物が補充できること。		
	(53) のり（澱粉のり）			
	(54) のり（固形）（補充用を含む）	※ 容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用 ○ 消耗品が交換できること。		
	(55) のり（テープ）	※ 容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用 ○ 消耗品が交換できること。		
	(56) ファイル	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たつて生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。  ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。		⑩ ファイル → 穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(57) バインダー	<p>【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p> <p>○ 表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>		<p>⑱ バインダー → MPバインダー、リングバインダー等をいう</p>
	(58) ファイリング用品			<p>⑳ ファイリング用品 → ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。</p>
	(59) アルバム			
	(60) つづりひも	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあってはプラスチック重量の35%以上使用されていること。</p> <p>③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>		
	(61) カードケース			
	(62) 事務用封筒（紙製）	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 県のシンボルマーク入りの封筒については、竹パルプが配合されていることとし、①の基準のうち古紙パルプ配合率は適用しない。</p>		<p>㉑ 各課が単独で発注する場合等においては、品目(62)の調達基準②は適用しない。</p>
	(63) 窓付き封筒（紙製）	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の調達基準を窓部分には適用しない。）</p> <p>② 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されている又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>		

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(64) けい紙 (65) 起案用紙 (66) ノート	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。</p>		② 塗工されている印刷用紙に係る基準は、調達基準「1紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
	(67) バンチラペ ル	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
	(68) タックラペ (69) インデック ス	<p>【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p> <p>○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>		③ 粘着部分 → 主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
	(70) 付箋紙	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
	(71) 付箋フィル ム	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。		
	(72) 黒板拭き			
	(73) ホワイト ボード用イレー ザー			
	(74) 額縁			
	(75) テープ印字 機等用カセット	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② 次の要件を満たすこと。</p> <p>A 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p>B 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。</p> <p>C 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。</p> <p>D 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p>		
	(76) テープ印字 機等用テープ	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。</p>		

# 環境物品等調達基準細目一覧

表1 古紙及び関連する用語の定義

令和5年3月地球温暖化対策室

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻り戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者により加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・ 製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドラブローク）。 ・ 製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・ 上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成21年総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（141）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の各項に定めるものをいう。

表2 古紙パルプ配合率の定義

$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{\text{(バージンパルプ + 古紙パルプ)}} \times 100 (\%)$ <p>パルプは含水率10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。</p>
--

表3 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	—	—	—
	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）/ポリエチレン等樹脂コーティング紙/ポリエチレン等樹脂ラミネート紙/グラシンペーパー/インディアペーパー	【加工紙】 色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）/ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）/樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）/硫酸紙/ターボリン紙/ロウ紙/セロハン/合成紙/カーボン紙/ノーカーボン紙/感熱紙/圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙/感熱性発泡紙/芳香紙
②インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	—	—	—
	グラビアインキ溶剤型 フレキソインキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキソインキ水性	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ（ハイブリッドUVインキ）/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ/グラビア用金・銀インキ/OCR UVインキ/E Bインキ/蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ/磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ/芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③加工資材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキス等/リサイクル対応型ホットメルト（難細裂化EVA系ホットメルト/PUR系ホットメルト/水溶性のり）	【製品加工】 製本用糸/EVA系ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）/UVコート、UVラミコート/箔押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 ガラス/金物（製本用ホッチキス、針金等除く）/土砂/木片/プラスチック類/布類/建材（石こうボード等）/不織布/粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）



表4 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： 資材確認票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	カバー	—	—			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
		—	—			
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工					
その他						

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクルできます	
CまたはDランクの材料を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

表5 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表6 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること
		その他の部品は容易に取り外しができること
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること 材質ごとに分別できる工夫を図っていること

表7-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 5$	$\leq 0.3$	要件なし
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	
$30 < ipm \leq 37$		
$37 < ipm \leq 40$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	基本製品に内蔵されている
$40 < ipm \leq 65$		
$65 < ipm \leq 90$		
$90 < ipm$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1分間にA4又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表7-1 2において同じ。
- 2 A3用紙に対応可能な製品 (幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。) については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表7-2、表1 2-1、及び表1 2-2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表7-2、表1 2-1及び表1 2-2において同じ。

表7-2 カラーコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 10$	$\leq 1.3$	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
$30 < ipm \leq 35$		
$35 < ipm \leq 75$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	基本製品に内蔵されている
$75 < ipm$		

表7-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 8.2W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表9、表1 0、表1 1及び表1 3において同じ。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表1 3の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表8-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 20$	$\leq 0.263$	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.115$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$24 < ipm \leq 40$	$\leq 0.016 \times ipm - 0.033$	
$40 < ipm \leq 60$		
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.037 \times ipm - 1.314$	
$80 < ipm$	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	

- 備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表8-2において同じ。
- 2 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表8-2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法 (平成30年12月改定)」による。表2-2において同じ。

表8-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.254$	要件なし
$ipm = 20$	$\leq 0.024 \times ipm - 0.250$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$20 < ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 60$		
$60 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$		
	$\leq 0.011 \times ipm + 0.283$	
	$\leq 0.055 \times ipm - 2.401$	
	$\leq 0.118 \times ipm - 7.504$	